**【届出内容事前チェックシート】　　　　　　　　柳津町上佐波西第2地区**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | チェック内容 | 届出者 | 市 |
| 1 | 用途地域 | （　指定なし　：　市街化調整区域　　） | 適・否 | □ |
| 2 | 建築物等の用途の制限 | □製造業、運輸業、卸売業等の工場、倉庫又はこれらに附属する建築物等（ただし、準工業地域内に建築してはならないものを除く。）※詳細は計画書に記載のとおり用途　：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　）業種　：大分類（　　　　　）(　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）中分類（　　　　　）(　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）細分類（　　　　　）(　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※参照　日本標準産業分類（アルファベットまたは番号と業種名）<https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html>例：大分類（ 　E　　　　　 ）(　製造業　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)□公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物等で、市長が認めたもの | 適・否 | □ |
| 3 | 敷地面積 | 敷地面積　：（　　　　　　　）≧1,000㎡…① | 適・否 | □ |
| 4 | 建蔽率の最高限度（60％） | 建築面積　：（　　　　　　　）㎡…②　　　　　　　　　　（角地緩和の場合：70％）建蔽率　：（②　　　　　　）㎡/（①　　　　　　）㎡×100＝（　　　　　）％≦60％ | 適・否 | □ |
| 5 | 容積率の最高限度（200％） | 建築物の延べ面積　：（　　　　　　　）㎡…③容積率算定の根拠となる対象延べ面積　：（　　　　　　　）㎡…④容積率　：（④　　　　　　）㎡/（①　　　　　　）㎡×100＝（　　　　　）％≦200％ | 適・否 | □ |
| 6 | 建築物の高さ制限 | 最高高さ | （　　　　　　　　）m≦20m | 適・否 | □ |
| 日影 | 最高高さが10ｍを超える建築物については日影図を添付 | 適・否 | □ |
| 建築基準法に基づく道路斜線制限はよいか。 | 適・否 | □ |
| 7 | 建築物及び工作物の色彩のルール | □岐阜市景観計画の景観計画区域における景観形成基準を遵守しているか。□きらびやかなネオンサイン又はサーチライト等は、設置していないか。□周囲の善良な風俗を害するような彫刻、絵及び模様を施していないか。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 色彩区分 | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 建築物 | 外壁 | YR系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） |
| Y系、R系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） |
| その他の色相 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） |
| 屋根 | YR系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） |
| Y系、R系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） |
| その他の色相 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） |
| 工作物 | YR系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） |
| Y系、R系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） |
| その他の色相 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） |

※マンセル値（日本工業規格JISZ8721）で記載してください。※以下に該当する建築物及び工作物は、景観法に基づく届出が必要です。建築物：5階、高さ20ｍ、延べ面積3,000㎡のいずれかを超えるもの等工作物：高さ20ｍ、築造面積3,000㎡のいずれかを超えるもの等 | 適・否 | □ |
| 8 | 広告物のルール | 屋外広告物条例に違反していないか。 | 適・否 | □ |
| 次のいずれにも該当しているか。□広告物等の形状、色彩、意匠等は、当該物件を掲出する建築物及び敷地並びに周囲の景観と調和が図られ、複雑な形状又は派手な原色が主体でない□表示内容は、文字や絵を少なくする等の工夫がなされ、単純かつ品位がある□夜間に表示が必要なものにあっては、昼間の美観に配慮した照明をつけるとともに、周辺の景観に影響を与えないよう配慮されている□華美なネオン又は点滅灯が設けられていない□屋上広告物でない□壁面広告物にあっては、同一壁面に表示される広告物の表示面積の合計が、当該同一壁面の面積の10分の1以下広告物の表示面積　：（　　　　　　　）㎡…⑤当該同一壁面の面積　：（　　　　　　　）㎡…⑥（⑤　　　　　　）㎡/（⑥　　　　　　）㎡×100＝（　　　　　）％≦10％□野立広告物にあっては、高さが7ｍ以下で、自家広告物以外の広告物は、一の事業所につき1基まで。なお、事業所でない場合は、一つの敷地につき1基まで。　　　高さ：（　　　　　　　　）m≦7m  | 適・否 | □ |
| 9 | その他 | 必要となるべき事項を記載必要となるべき書類を添付□業種がわかる資料を添付（日本標準産業分類の抜粋も可）□工場については、工場調書を添付□流出抑制施設の管理に関する協定書を添付 | 適・否 | □ |